

軽微な変更届チェックシート

| No.   | マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則<br>第一条の九<br>(法第五条の七第一項の国交省令で定める軽微な変更)                                |   | 変更の有無<br>確認欄 |
|-------|--|---|--------------|
| 1     | 長期修繕計画の変更であって、次に掲げるもの  |   |              |
|       | (イ)  | マンションの修繕の内容又は実施時期の変更であって、計画期間又は修繕資金計画(長期修繕計画に定められたマンションの修繕の実施に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を記載した資金計画をいう。口において同じ。)の変更を伴わないもの |              |
|       | (ロ)  | 修繕資金計画の変更であって、マンションの修繕の実施に支障を及ぼすおそれのないもの  |              |
| 2     | 二以上の管理者等を置く管理組合  |   |              |
|       | その一部の管理者等の変更(法第五条の四の認定(法第五条の七第一項の変更の認定を含む。)又は法第五条の六第一項の認定の更新があった際に管理者等であった者の全てが管理者等でなくなる場合を除く) |   |              |
| 3     | 役員の変更  |   |              |
|       | 監事の変更  |   |              |
| 4     | 規約の変更  |   |              |
|       | 監事の職務及び第一条の五第四号に掲げる事項の変更を伴わないもの  |   |              |
| 下線部詳細 | (イ)  | マンションの管理のため必要となる、管理者等によるマンションの区分所有者の専有部分及び規約(これに類するものを含む)の定めにより特定の者のみが立ち入ることができることとされた部分への立入りに関する事項             |              |
|       | (ロ)  | マンションの点検、修繕その他のマンションの維持管理に関する記録の作成及び保存に関する事項  |              |
|       | (ハ)  | マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項   |              |

※上記の1～4に該当する項目がある場合「軽微な変更届」(様式第4号)を提出してください。

※上記の1～4に該当する項目がない場合、「変更認定申請」(別記様式第一号の五)を行ってください。